

空家総合相談窓口運営事業

1. 空家の現状等（背景）

- ・日常的に利用していない、かつ特に何もせず今後の予定もない空家所有者の約4.2%が「どうしてよいか分からないから放置している」。
- ・利活用の意向がある空家所有者の約1.5%が「相談する場所が分からない」。
- ・能登半島地震の発生以降、空家の屋根瓦の落下、塀の倒壊、建物の傾きなどの苦情や相談が増加しており、適正管理への取組が求められる。

屋根	14 件
塀	10 件
外壁等	2 件
傾き・倒壊	4 件

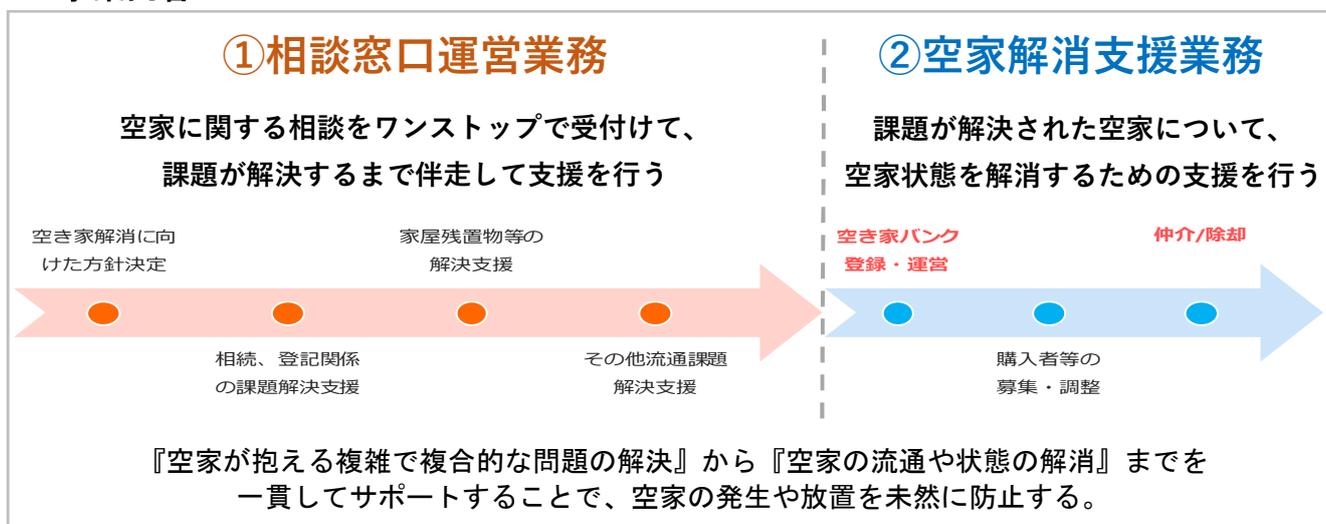
表 地震による苦情や相談の内容（2/15 時点）

2. 目的

空家に関する総合的な相談窓口を設置することで、市民からの相談をワンストップで受付けて問題解決まで支援することにより、空家の発生や放置を未然に防止することを目的とする。

【あるべき姿】 空家の発生や放置を未然に防止し、将来の行政コストを抑制

3. 事業内容



富山市老朽危険空き家等除却事業補助金について

1. 目的

富山市内に存在する空き家及びその敷地（以下「空き家等」）に関して、周辺に悪影響を及ぼすような危険な空き家等を解体し、生活環境の保全を図るため、所有者が自ら行う空き家等の除却工事に対し、その費用の一部を助成するもの。

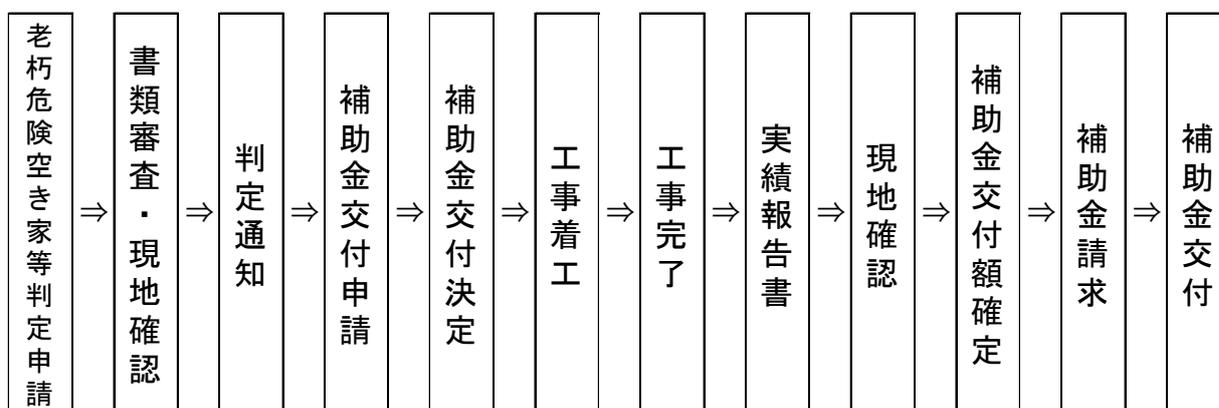
2. 補助額

以下の（１）、（２）に該当する空き家等を対象に、所有者が自ら行う除却工事に対して対象経費の 1 / 2（限度額 500 千円）を補助するもの。

（１）住宅地区改良法施行規則に準じる評点が 100 点以上の
空き家

（２）旧耐震の建物で住宅地区改良法施行規則に準じる評点が
70 点以上 100 点未満で、周辺の危険度判定基準に該当する
空き家

3. 補助の流れ



【周知方法】

HP掲載、チラシ配布、広報掲載、出前講座、文書送付時同封など